

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則

規則第3号
<制定>平成24年10月28日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第12条及び第26条に基づき、役員候補者の選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 会員理事 15人以内
- (2) 会員外理事 5人以内

2 第1項第2号に規定する会員外理事とは、定款第5条第1項に定める本会の正会員ではない理事をいう。

(候補者の選出方法)

第4条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 立候補制とし、立候補者が定数を超える場合は正会員による投票を行い、定数までの上位得票者を候補者とする。
 - (2) 会員外理事 理事会の決議により候補者を選出する。
 - (3) 監事 理事会の決議により候補者を選出する。
- 2 前項第1号の投票方法等の細則および同第2号の会員外理事候補者の選出基準については、理事会において別に定める。

(会員理事の立候補)

第5条 会員理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条第1項に規定する正会員であること。
 - (2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
 - (3) 立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
 - (4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。
- 2 立候補者は、立候補にあたり正会員1人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことをする。
- (1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
 - (2) 推荐者が推薦できる立候補者は、1人とする。
 - (3) 推荐者は、立候補できない。

(選挙管理委員会)

- 第6条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。
- 2 選挙管理委員会の委員会定数は、5人とする。
 - 3 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
 - 4 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行わなければならない。
 - 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による会員外理事及び監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

(選挙管理委員)

- 第7条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、応募が定数を超える場合抽選により選出され、会長が委嘱する。
- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
 - 3 選挙管理委員は、会員理事に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
 - 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
 - 5 選挙管理委員の任期は2年以内とする。
 - 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の送付)

- 第8条 役員候補者の名簿は、役員選出のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(役員候補者の選任方法)

- 第9条 総会において役員を選任する際は、定款第26条第2項の規定により各候補者ごとに決議を行う。

(欠員)

- 第10条 役員に欠員が生じた場合の補欠候補者の選出方法については、理事会において別に定める。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

- 第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、本会設立総会の定めるところによる。

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

規程第1号
平成24年10月28日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（規則第3号、以下「規則」という。）第4条、第7条および第11条の規定に基づき、役員候補者の選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員候補者を選出する選挙は、役員選任の決議を行う定時総会の属する年度の予算に関する決議を行う臨時総会に併せて実施する。

2 理事会は、前項の選挙実施について、会員へ公告しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第6条に規定する選挙管理委員会を設置するため、本会正会員から選挙管理委員を公募しなければならない。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又は電子メールにて提出しなければならない。

2 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員は、規則第6条第2項および第7条の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて会長が実施する。

3 会長は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第6条第4項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補正会員の資格要件)

第9条 規則第5条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(推薦者の要件)

第10条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(立候補受付期間)

第11条 選挙管理委員会は、規則第6条第3項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第12条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第13条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。

2 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。

3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 14 条 立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、1人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(親族等の届出)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、他の候補者のいずれか1人及びその3親等内の親族その他特殊の関係（事実上の婚姻関係を含む）がある立候補者は、その旨を書面により選挙管理委員に届け出なければならない。なお、立候補後にその事実を知った際も同様とする。

(立候補者の名簿公表)

第 16 条 選挙管理委員会は、規則第 8 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 在住市区町村
- (6) 推薦者氏名

2 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 17 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 18 条 規則第 4 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名を列記した用紙に、立候補者1人に○印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
- (3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。
- (4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

2 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(理事の変更登記)

第 19 条 会長は、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行わなければならない。

(改廃)

第 20 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

(様式 1)

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、会員番号記入のこと)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき会員理事に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

(ふりがな) 氏 名	生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県			市・区・町・村
勤務先名				
主な活動歴（社会福祉士会での活動含む）				
立候補理由・抱負				
推薦者氏名（会員番号）	(会員番号)			

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出してください。

立候補者確認印

選管收受印

一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程

規程第2号

平成24年10月28日制定
最新改正 平成26年5月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、本会総会において議決権を行使する者（以下「代議員」という。）を選出する場合の選任方法等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる語の意味は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本会代議員」 本会定款第5条第2項に定める者を指し、この規程に基づいて選任された者をいう。
- (2) 「選挙管理委員会」 一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第6条に規定するものをいう。

第2章 代議員

(定数)

第3条 代議員の定数は、本会の定める地域集会の地区（以下、「地区」という。）ごとに、在住する正会員50人まで2名、正会員50名を超える毎に1名を加える。

2 前項において、千葉県内に在住しない正会員については在勤地に在住するとみなす。

(任期)

第4条 代議員の任期は、本会役員の任期に従う。

(責務)

第5条 代議員の責務は、本会総会において社団法人の社員としての表決権を行使することとする。

(選任)

第6条 代議員は、正会員の中から地区ごとに行う正会員による選挙により選出される。

2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。

(立候補正会員の資格要件)

第7条 前条に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。
- (3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。

(4) 選挙管理委員でないこと。

(立候補届様式)

第8条 代議員に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(応募手続)

第9条 本会代議員立候補者は、前条の立候補届を提出するときは、選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第10条 選挙管理委員会は、立候補届けを会員に公表する。

2 前項に定める公表については、事務局において開示し、第25条の投票に際しては地域集会の地区ごとに当該地区の正会員に配布するものとする。

3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第11条 代議員立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、地区ごとに不足する代議員数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、第20条乃至第22条に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第12条 第19条に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者1人に○印を付して投票する。

(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。

(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。

(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。

2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。

(辞任)

第13条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人またはその家族が判断したとき。

(2) 本会理事に立候補するとき。この際、立候補届出日以前に辞任の届けを行わなければ

ばならない。

2 代議員を辞任するものは、選挙管理委員会に次の項目を明記し届け出るものとする。

(1) 代議員氏名

(2) 会員番号

(3) 辞任理由

3 本会を退会した者および他の都道府県社会福祉士会に所属を変更した者は辞任したものとみなす。

(欠員の措置)

第14条 代議員に欠員が生じた場合、当該地区において本会正会員から選任し、所定の「様式2」で選挙管理委員会に報告する。

第3章 改廃

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この規程は、本会の設立登記の日から施行する。
2. 前条の規定にかかわらず、設立登記後初めての代議員については、法人移行直前の社団法人千葉県社会福祉士会代議員が就くものとする。

附 則

1. この規程は平成26年度の通常総会終了の翌日から施行する。

(様式 1)

あて先 選挙管理委員会

代議員立候補届

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、会員番号記入のこと)

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、一般社団法人千葉県社会福祉士会の代議員に立候補します。

(ふりがな) 氏 名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県				市・区・町・村
勤務先名					
勤務先所在地	都・県				市・区・町・村
主な活動歴（社会福祉士会での活動含む）					
立候補理由・抱負					

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式 2)

あて先 選挙管理委員会

代議員選任報告書

一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程第14条に基づき、一般社団法人千葉県社会福祉士会の代議員に選任されましたので報告します。

(ふりがな) 氏 名	生年 月日	年 月 日	会員 番号
在住市区町村	都・県 市・区・町・村		
勤務先名			
勤務先所在地	都・県	市・区・町・村	
主な活動歴（社会福祉士会での活動含む）及び選任理由			

年 月 日

選管收受印

代議員氏名

(署名または記名捺印)

地区世話人又は理事氏名

(署名または記名捺印)